

議員提出議案第3号

亀山市議会議員定数条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年11月9日提出

提出者

亀山市議会議員 櫻井清蔵

賛成者

亀山市議会議員 竹井道男

同 坊野洋昭

〃 岡本公秀

〃 森美和子

亀山市議会議長 小坂直親様

別紙

亀山市議会議員定数条例

亀山市条例第 号

亀山市議会議員定数条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、亀山市議会議員の定数は、18人とする。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。